

## 特定個人情報保護評価書に係る確認事項について

### 1. しきい値判断に誤りはないか。(指針7ページ参照)

しきい値判断とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際して、①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断するもの。

しきい値判断により分類される評価の区分は、別紙しきい値判断フロー図(別紙1)に基づき、評価不要、基礎項目評価、重点項目評価及び全項目評価に分類される。

### 2. 適切な実施主体が実施しているか。(指針4ページ参照)

住民基本台帳に関する事務に関する特定個人情報ファイルは、①住民基本台帳ファイル、②本人確認情報ファイル、③送付先情報ファイルの3ファイル(評価書6ページ参照)となっており、これらのファイルを所管する担当課は市長部局の市民生活部市民課であるため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのは青森市長となる。

### 3. 公表しない部分は適切な範囲か。(指針10ページ参照)

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとされており、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」においては、公表しない部分はありません。

### 4. 適切な時期に実施しているか。(指針11ページ参照)

当市における番号制度に関するシステム整備については、指針の適用日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始しており、経過措置が適用されるため、特定個人情報ファイルを保有する前(平成27年10月5日まで)に特定個人情報保護評価を実施しなければならない。

### 5. 適切な方法で広く市民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。(指針9ページ参照)

平成27年3月16日～平成27年4月15日までの1か月間、わたしの意見提案制度(パブリックコメント)を活用し、広く市民の意見を求めた。

なお、意見等はなかった。

6. 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められている全ての項目について検討し、記載しているか。(指針15ページ参照)

番号法に定める記載事項は、①基本情報、②特定個人情報ファイルの概要、③リスク対策、④評価実施手続、⑤その他とされており、様式を変更することなく、公表日及び第三者点検に係る事項等、現時点で記載が不可能な部分を除き、全ての項目について記載している。

7. 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。(指針18ページ参照)

住民基本台帳に関する事務に係る担当部署は市民生活部市民課であり、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(評価書表紙)を行い、リスクを軽減させるための措置の実施について責任を負っている。

8. 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。

事務の内容の記載については、評価書3ページに箇条書きで、8ページ～12ページに事務フロー図を付けて記載している。

9. 当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

8ページの事務フロー図においては、「特定個人情報の流れ」と「その他の情報の流れ」を区別して記載している。

なお、10ページ、12ページの事務フロー図における情報の流れは、すべて「特定個人情報の流れ」となっている。

10. 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、①入手、②使用、③委託、④提供・移転、⑤情報提供ネットワークシステムとの接続、⑥保管・消去等、様々な局面に応じて特定している。

11. 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

様々な局面において分析したリスクについて、軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。

12. 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

13. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。